

69	中央卸売市場	市場を取り巻く環境変化等を踏まえた取組
事業概要	<p>1. 卸売市場法の改正を踏まえた条例改正 平成30年6月22日に、卸売市場法の一部が改正（平成30年法律第62号）され、令和2年6月21日に施行されることから、施行期日に合わせて、東京都中央卸売市場条例を改正する必要がある。 平成30年11月に、東京都中央卸売市場条例改正準備会議を設置し、条例改正の考え方について取引参加者の意見聴取を行うなど、条例改正の準備を進めているところである。</p> <p>2. 経営計画の策定 中央卸売市場は、都民に生鮮食品等を円滑かつ安定的に供給する基幹的なインフラとしての役割を担っており、市場を取り巻く環境が大きく変化する中において、今後も、その役割を果たしていくためには、産地や実需者のニーズに的確に対応していく必要がある。 こうしたことから、各市場の機能や特徴に応じたさらなる活性化に取り組むとともに、強固な財務基盤の確保を図るための民間経営手法の検討など、都が戦略的な市場運営を推進していくため、経営計画を策定する。</p>	
これまでの経過	<p>1. 卸売市場法の改正を踏まえた条例改正 平成30年12月4日 第1回「東京都中央卸売市場条例改正準備会議」開催 平成31年2月7日 第2回「東京都中央卸売市場条例改正準備会議」開催 平成31年2月28日 第2回「東京都中央卸売市場条例改正準備会議」（その2）開催 令和元年5月31日 第3回「東京都中央卸売市場条例改正準備会議」開催 令和元年7月4日 第23回「東京都中央卸売市場取引業務運営協議会」において卸売市場法改正を踏まえた条例改正について報告 令和元年7月26日 第4回「東京都中央卸売市場条例改正準備会議」開催 令和元年8月9日から9月9日まで 東京都中央卸売市場条例の改正に関する取引参加者の意見募集を実施</p> <p>2. 経営計画の策定 令和元年7月 「市場の活性化を考える会」を設置 令和元年7月29日 第1回会議</p>	
現在の進行状況	<p>1. 卸売市場法の改正を踏まえた条例改正 第25回「東京都中央卸売市場取引業務運営協議会」への諮問に向け準備中</p> <p>2. 経営計画の策定 食品流通や企業経営、財務・会計の専門家の方々の知見を活用して検討中</p>	
今後の見通し	<p>1. 卸売市場法の改正を踏まえた条例改正 東京都中央卸売市場取引業務運営協議会において審議の上、東京都卸売市場審議会へ報告し、議会への上程を予定している。</p> <p>2. 経営計画の策定 令和2年度中に検討結果を取りまとめる予定。</p>	
問い合わせ先	中央卸売市場 管理部 総務課	電話 03-5320-5719